

特定行政庁 御中
指定確認検査機関 御中

一般財団法人建築行政情報センター

建築情報システム高度化促進事業における
電子申請受付システムの試用について（検討依頼）

日頃より、当財団の活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当財団では建築関係手続のデジタル化に向け、建築情報システム高度化促進事業（国庫補助事業。以下「本事業」という。）を実施しております。本事業では、安価で汎用性の高い「電子申請受付システム」（以下「本システム」という。）を開発し、今年度末のシステム完成に向けてブラッシュアップを進めているところです。

現在までに特定行政庁 4 団体及び指定確認検査機関 12 機関により試用いただきましたが、システムの精度を高めるため、さらに多くの団体にて試用いただくことが望ましいと考えております。

そこで今般、試用にご協力いただける特定行政庁又は指定確認検査機関を下記のとおり募集することとなりました。

つきましては、試用へのご参加を検討いただきますようお願いいたします。

なお、この文書は既に電子申請を始めている機関及び当事業にご参加されている機関にも、参考としてお送りしております。

また、本事業は令和 4 年 2 月末まで予定されておりますが、国の予算、採択の状況等により、事業期間が変更となる場合があります。

記

対 象 現在電子申請受付環境を未構築で、今後受付を実施しようとする
特定行政庁又は指定確認検査機関（5 団体程度）

試用期間 令和 3 年 8 月上旬～令和 4 年 2 月末（変更の可能性あります）

事業範囲等詳細 別紙のとおり

メリット ・電子申請受付準備において、機関・申請者とも初期費がかかりません。
・試用終了後、本稼働にそのまま移行できます。

本システムは、現在指定確認検査機関の約半数で導入されている「NICE システム」をベースに開発しておりますので、当該システムと動作環境が共通です。このため、本業務終了後に当該システムを導入する場合の初期費低減につながります。

参加条件 ・現在電子申請受付環境を導入しておらず、今後の導入を検討中であること
・電子申請受付のため、業務規程その他の規定を改正予定又は改正済みであること
・本事業に申請者として参加協力いただけそうな設計事務所等の目処があること
・本システムの試用の状況等を、ICBA の求めに応じてご報告いただくこと

参加費用 無料

参加方法 申込様式に必要事項をご記入の上、令和 3 年 7 月 16 日（金）までに下記へ電子メールでお送りください。7 月末までに参加可否をご連絡します。

お問合せ・お申込先

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

mail file-kikaku@icba.or.jp TEL 03-5225-7706

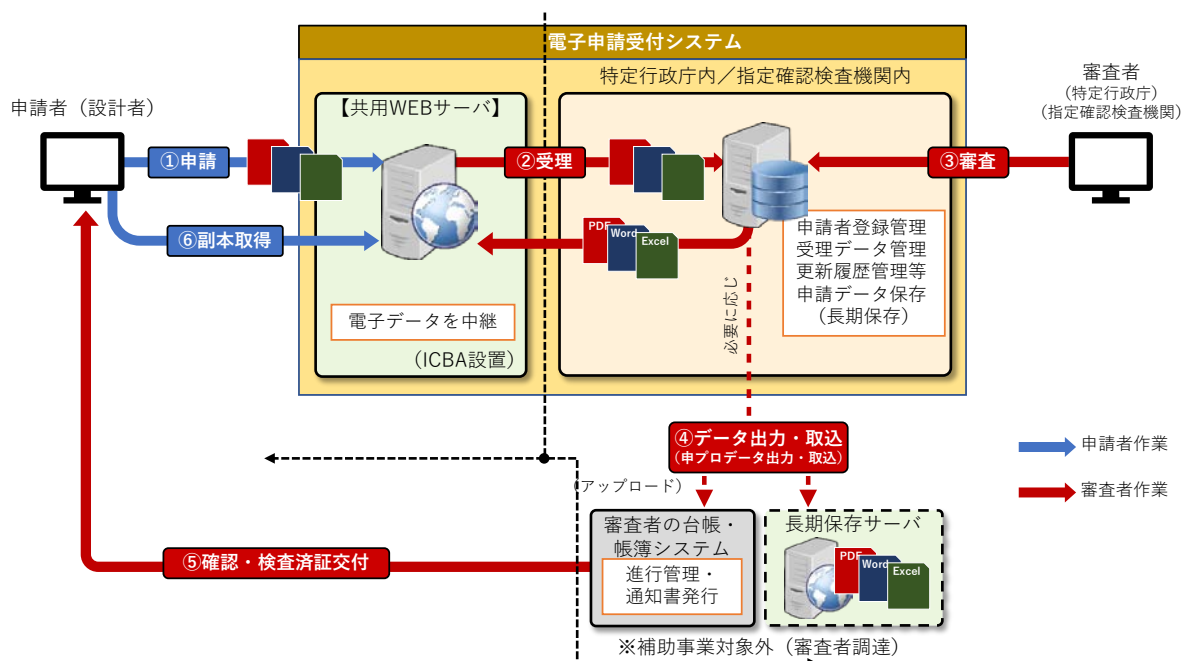
（担当 久保・小池）

建築情報システム高度化促進事業

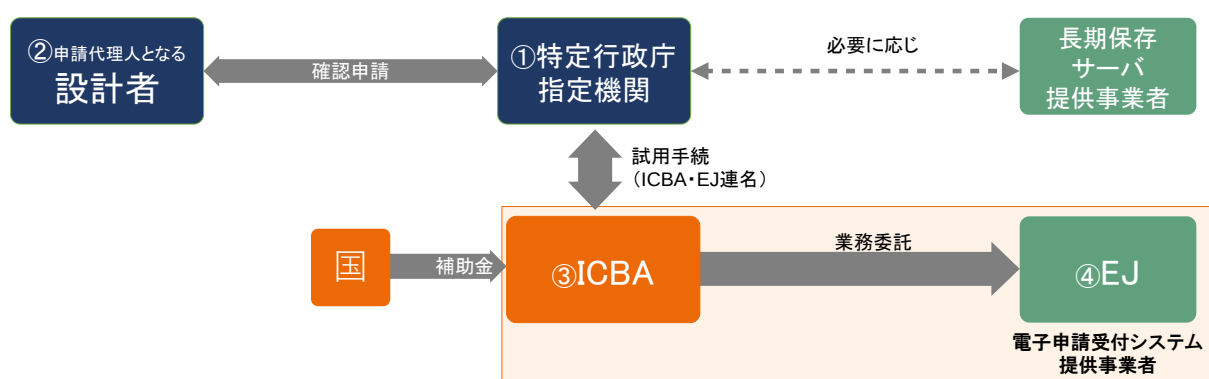
1 事業範囲

ICBA からは、共用 WEB サーバ（機器・ソフトとも）及び受付サーバ用ソフトを提供します。受付サーバ機器は審査者（試用機関）にて調達いただきます。

長期保存は受付サーバにて行うことを原則とし、タイムスタンプやセキュリティ措置等の事由により別途設置が必要な場合は、受付サーバからのデータ出力・取込により対応します。



2 関係者



①特定行政庁・指定機関（試用機関）：お申し込みに応じ、ICBA にて 5 団体程度を選定します。

②申請代理人となる設計者（申請者）：試用機関において選定いただきます。

③ICBA（一般財団法人建築行政情報センター）：事業主体として試用手続の窓口となります。

④EJ（株式会社エシエンツ・ジャパン）：電子申請受付システム開発事業者として、技術面からサポートします。

3 操作画面イメージ

①申請

申請者（設計者）は、あらかじめ申請先の機関に電子申請利用申込手続きを行い、画面の案内に従って申請様式及び図面の電子ファイル（以下「申請ファイル」という。）を送信します。なお、送信に当たって申請者による電子署名は不要です。

▼利用申込画面及びログイン画面イメージ

The image shows two overlapping screenshots of a web application. The background screenshot is the 'お申込み内容の確認' (Check your application details) page. It contains a table with the following information:

会社名*	株式会社 I C B A 住宅産業
部署名*	申請課
担当者名*	金子 望
担当者名フリガナ*	カネコ ノゾミ
郵便番号*	000-0000
住所*	東京都新宿区×××〇丁目〇
電話番号*	00-0000-0000
電話番号(携帯)	
FAX	
メールアドレス	kaneko@icba-jutaku.co.jp

Below the table are two buttons: '登録内容を修正' (Correct registration details) and '登録' (Register). The foreground screenshot is the 'ログインはこちらから' (Login from here) page. It has input fields for 'ログインID' (Login ID) with the value '681726' and 'パスワード' (Password) with masked characters. There is a 'ログイン' (Login) button and a link 'パスワードをお忘れの方はこちら' (Click here if you forgot your password). At the bottom, there is a link '会員登録はこちらから' (Click here for member registration) and a '新規登録' (New registration) button.

②受理 ③審査

特定行政庁又は指定確認検査機関（以下「試用機関」という。）は、送信されたことを知らせる電子メールを受け、電子申請受付システムで申請ファイルを取得して審査を開始します。必要に応じ、電子申請受付システムで補正指示を行います。なお、消防同意用図面一式は試用機関側で印刷する必要があります。

▼電子申請受付システムによる申請ファイル取得イメージ

The image shows two screenshots of a web application. The background screenshot is the 'ファイル一覧' (File List) page. It displays a table with 14 rows of application files. The columns are: No, 文書名 (Document Name), 登録日時 (Registration Date/Time), 申請 (Application), 署名 (Signature), and 判定 (Judgment). The files are listed as follows:

No	文書名	登録日時	申請	署名	判定
1	確認申請書.pdf	2020/04/05 12:34	済		
2	建築計画概要書.pdf	2020/04/05 12:34	済		
3	建築工事図.pdf	2020/04/05 12:34	済		
4	委任状.pdf	2020/04/05 12:34	済		
5	道路調査表.pdf	2020/04/05 12:34	済		
6	大図認定書写し.pdf	2020/04/05 12:35	済		
7	配置図書 1 階平面図.pdf	2020/04/05 12:35	済		
8	2 階平面図.pdf	2020/04/05 12:35	済		
9	立面図・断面図.pdf	2020/04/05 12:35	済		
10	配管詳細図.pdf	2020/04/05 12:35	済		
11	敷地求積図及び各階面積表.pdf	2020/04/05 12:35	済		
12	換気計算書.pdf	2020/04/05 12:36	済		
13	壁面計算書.pdf	2020/04/05 12:36	済		
14	使用建築材料表.pdf	2020/04/05 12:36	済		

The foreground screenshot is the '事前申請を送信' (Transmit pre-application) confirmation page. It shows the date and time '2020/04/05 12:40' and the applicant information '株式会社 I C B A 住宅産業 金子 望'. It also shows the date and time '2020/04/05 13:00' and the recipient information '東京KJC 審査部 山本'. At the bottom, there is a message '事前申請を受け付けました。審査完了は今週末の見込みですので、しばらくお待ちください。' (We have received the pre-application. The review is expected to be completed by the end of this weekend, so please wait a little longer.) and two buttons: '送信' (Transmit) and '返信' (Reply).

▼電子申請受付システムの受付物件一覧画面イメージ

申請管理		詳細表示	並び替え	件数: 6	閉じる
種別	最終処理日	最終質疑日	申請番号	物件名称	ユーザー
審査状況	地名地番		物件備考		建築主 代理人
建築物一確認	2020/04/06		WS19-00006	若山純様・孝子様邸 新築工事	株式会社ICBA住宅産業 申請課 金子望 若山純
事前申請中	東京都新宿区神楽坂1丁目1234番3				株式会社ICBA住宅産業 小幡佐一
建築物一確認	2020/04/06		WS19-00005	立石喜八郎様邸新築 工事	株式会社ICBA住宅産業 申請課 金子望 立石喜八郎
事前申請中	千葉県松戸市日暮3丁目345-1				株式会社ICBA住宅産業 小幡佐一
建築物一確認	2020/04/04	2020/04/04	WS19-00004	和戸5丁目二世帯住 宅増築工事	株式会社ICBA住宅産業 申請課 金子望 株式会社ICBA住宅産業 小幡佐一
審査中	埼玉県南埼玉郡宮代町和戸5丁目1332番6				株式会社ICBA住宅産業 小幡佐一
建築物一確認	2020/04/03	2020/03/30	WS19-00003	鹿島信宏様・勝子様 邸新築工事	株式会社ICBA住宅産業 申請課 金子望 鹿島信宏
補正依頼中	東京都葛飾区青戸7丁目1560番3				株式会社ICBA住宅産業 小幡佐一
建築物一確認	2020/04/02	2020/03/25	WS19-00002	熊倉俊樹様邸新築工 事	株式会社ICBA住宅産業 申請課 金子望 熊倉俊樹
審査終了	神奈川県横浜市旭区中白根2丁目145番6				株式会社ICBA住宅産業 小幡佐一

④データ出力・取込（審査者）

電子申請受付システムで入力したデータを出力し、試用機関のシステムに取込むことができます。

（申プロデータ出力）

申請者が ICBA の確認申請プログラムの入力データ（以下「申プロデータ」という。）を送信した場合、試用機関は申プロデータを出力し、台帳・帳簿システムにおける進行管理や通知書発行に活用できます。

【補足説明】申プロデータと台帳・帳簿システムについて

一般に試用機関では、書面申請については申請物件の進行管理や通知書発行を行うため、当該物件に関するデータ入力を行います。

これに対して試用機関が共用データベースや NICE システムなどの申プロデータを読込可能なシステムをご利用の場合、書面申請の受付の際、申請者より電子メールや USB メモリ等で申プロデータの提供を受け、データ入力を省力化している場合があります。

このような申請者と試用機関においては、申プロデータを電子申請受付システムで送信することにより、書面申請と同様にデータ入力を省力化することが可能です。

なお、ICBA の確認申請プログラムの入手には ICBA 情報会員（年会費 一般価格：税抜 12,000 円、建築士会等の会員向け価格：税抜 3,000 円）への入会が必要であり、申請者には一定の負担が必要です。このため、試用機関で申プロデータを活用できるかどうかは、申請者が申プロ既存利用者であるかにほぼ依存します。申請者が申プロ既存利用者でない場合は、試用機関は、送信された申請様式の PDF ファイルを参照しながら台帳・帳簿システムへの手入力が必要となります。

⑤確認・検査済証交付

確認済証、検査済証などを用紙印刷、押印の上、郵送などで申請者に交付します。

⑥副本取得（申請者）

電子申請受付システム上の審査済みファイルを副本としてダウンロードします。

（前ページ「ファイル取得イメージ」の「一括ダウンロード」ボタンを利用）

①電子申請受付システムセットアップ

- ・試用のためのサーバ機器（受付サーバ）へのシステムセットアップを、E J（株式会社エシエンツ・ジャパン）が行います。
- ・受付サーバは、試用機関にてご準備いただきます（既存機器可、表1参照）。
なお、試用機関に対しては、本事業期間中、サーバ提供及び動作検証費として、ICBA から月額 10,000 円をお支払いします。

表1 受付サーバの推奨仕様

No.	項目	詳細
1	OS	Windows Server 2016/2019（各 64bit）
2	CPU	Xeon E5-2420 1.9GHz / 6core 程度 ※2core 以上
3	RAM	6GB（8GB 以上推奨）
4	HDD	300GB SAS HDD×3（7,200 rpm でも可） RAID5(1Raid グループ)
5	外付け HDD	2TB(RAID1 対応) ※申請データ保存用
6	光学ドライブ	SATA DVD-ROM
7	LAN	1000BASE-T×1 以上
8	表計算ソフト	Microsoft Excel 2010 以降

②電子申請受付システムのリモート操作設定

- ・E J より保守サポートのためのリモートサポート（遠隔操作）が可能となるよう、受付サーバへの追加セットアップを実施します。

③電子申請受付サイトへの掲載

- ・ICBA のホームページ上に試用機関へのリンクを作成し、公開します。
（試用機関の記事内容については事前に調整しますので、受付開始と同時に不特定の申請者から電子申請されることはありません）

④操作研修その他

- ・貴機関の操作ご担当を対象に操作研修を実施します（E J による）。
- ・試用における操作手順でお困りの場合は、E J によるリモートサポートで操作を直接お手伝いすることが可能です。
- ・対応時間は、平日 9:30～18:00 です。
- ・システムのバージョンアップも、リモートサポートでE J が行います（受付サーバの電源を落とさないようお願いすることがあります）。

4 今後の対応

①令和3年度

- ・完成品に近い「ベータ版」による試用を実施するとともに、電子署名、タイムスタンプ不要化等に伴うシステム改修をなるべく早期に実施します。
- ・年度末までに、令和4年度以降の継続利用（有料）について個別に調整いたします。

②令和4年度以降

- ・完成品として継続利用いただくことができます。サーバ機器はそのままご利用いただくことができます。

5 費用負担

①令和3年度

試用機関・申請者とも無料

- ・本事業の期間内外にかかわらず、試用機関及び申請者の費用は下表のとおりです。
- ・試用においても確認検査手数料は通常どおり申請者による負担が必要です。
- ・長期保存は受付サーバで行うことを原則としますが、タイムスタンプやセキュリティ措置等の事由により、受付サーバとは別に長期保存サーバの設置が必要な場合、その費用は試用機関負担となります。

表1 試用機関（1法人当たり^{注1}）の費用（税別・円）

No.	項目	負担主体	初期費	運用費月額	備考
1	電子申請 受付システム	ICBA	^{注2} 200,000	30,000	受付サーバは試用機関で手配
2	共用 WEB サーバ	ICBA	なし	9,000	
3	受付サーバ	試用機関	（各機関手配）	（各機関手配）	費用補助あり ^{注3}

注1 支店の有無は費用とは無関係です。

注2 試用機関で手配したサーバ機器へのセットアップ費です。原則として遠隔操作によって行います。

注3 サーバ提供及び動作検証費として月額 10,000 円を ICBA よりお支払いします。

②令和4年度～

試用機関：月額 39,000 円～ （表1 No.1～2）

申請者：無料

- ・完成品として、サーバ機器も含めてそのまま継続利用いただくことができます。
- ・事業主体は ICBA から E J に移る予定です。
- ・試用に参加せず、令和4年度以降に新規利用の場合は、初期費の負担も必要です。
- ・上記は現時点の価格であり、令和4年度以降は変更となる可能性があります。

建築情報システム高度化促進事業 電子申請受付システム試用に関する質疑回答

本資料は、電子申請受付システム試用への参加を検討いただく際の参考として、現時点における考え方を整理したものです。回答内容につきましては今後変更となる可能性があります。

令和3年6月版

No.	質問	回答
1	特定行政庁も試用に参加すべきか。その場合の留意点は。	電子申請の普及という補助事業の目的に照らし、特定行政庁の試用も排除しない趣旨で本文書をお送りしております。 試用に参加する場合は、手数料納付方法、ネットワークセキュリティ等、種々の課題が考えられます。 参考資料： https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a06 特定行政庁による検証結果報告書(PDF)
2	試用開始後、練習用の環境はもらえるか。いきなり申請者から実際の申請を受け付けるのは抵抗がある。	練習用環境を準備します。
3	試用の希望が多い場合、何を基準に試用参加団体数を絞り込むのか。また、試用を希望したことは公開されるのか。	補助事業予算の範囲で、可能な限り試用にご参加いただけるよう調整します。その上で団体数を絞り込む必要を生じた場合は、新しいシステムに送信される見込み件数等が基準になると思われます。 試用希望団体は非公開の方針です。
4	指定確認検査機関の業務規程改正について、支援はないか。	補助事業においては特に予定しておりませんので、指定権者にご相談ください。
5	試用機関に設置するサーバは、クラウドサーバでもよいか。	クラウドサーバでも問題ありません。
6	保守サポートのためのリモートサポートは、外部業者が随時試用機関のサーバにアクセスすることを認めるものか。	そのとおりです。 多くの指定確認検査機関での利用実績があり、セキュリティに問題はありません。 なお、リモートサポート用ソフトはEJの保有するTeamViewerライセンスを使います。
7	電子申請を受け付けた場合、指定確認検査機関では、建築主・設計者・構造・延べ面積などの申請書記載事項を事務処理システムにデータとして取り込めるのか。	電子申請受付システムと事務処理システムは連携しておらず、申請された電子ファイルを事務処理システムに取り込む場合は手作業となります。 この場合、指定確認検査機関で利用する事務処理システムで読み込み可能なファイル（確認申請プログラムやEXCEL等により作成されたファイル）を送信するよう、あらかじめ申請者に依頼する必要があります。 なお、指定確認検査機関がNICE確認検査受付システムをご利用の場合は、ICBAの確認申請プログラム（申プロ）によるデータを送信してもらえば、それを電子申請受付システ

No.	質問	回答
		ムから出力し、NICE 確認検査受付システムに取り込むことができます。
8	制度改正により電子署名なしでの電子申請が可能となったが、電子申請受付システムは電子署名なしで運用可能か。	電子署名なしでの運用は可能です。 ただし、指定確認検査機関においては、電子署名なしでの運用について、あらかじめ業務規程変更の認可を取得する必要があります。
9	電子署名なし、タイムスタンプなしの条件で業務規程変更の認可を取得している場合、同条件のもとでの電子申請受付システムは運用可能か。	運用可能です。 受付サーバを長期保存場所とした場合は、特段の作業は発生しません。 受付サーバを長期保存場所とせず、長期保存サーバを別途設置する場合は、長期保存サーバへのデータ保存作業が手作業となります。
10	操作研修終了後に新たに参加する申請者のためのネット研修などの予定はあるか。	予定はありません。
11	試用に参加したことで、当初予定していなかったコストが発生するおそれはないか。	補助事業では電子申請受付のための最低限の機能を装備しますが、これが試用機関の認識と一致するとは限りませんので、予定外のコスト発生はあり得ます。 そこで試用開始前に、個々の機関と詳細調整を実施し、認識に齟齬のないよう進める予定です。
12	電子申請受付システムを利用中止した場合、何らかの費用がかかるか。	利用中止に伴う費用はかかりません。 ただし、試用機関側で別途設置された受付サーバ等に係る費用については、当該サーバ等の販売事業者にご確認ください。
13	申請者側は、電子申請受付システムに同じ ID で同時ログインすることができるか。 設計事務所によっては、設計者として記載されないスタッフ複数名がシステムに同時アクセスすることも考えられるため。	同一 ID での同時ログインは可能です。
14	建築主の電子署名は必要か。	制度上、電子署名自体が不要となりましたので、建築主の電子署名は不要です。
15	現在建築主は、法務局や金融機関の手続きにおいて受付印のある副本（書面）を使用している。電子申請になった場合、データを印刷したものを副本として認めてもらえるのか。	電子申請においても確認済証は書面交付なので特に問題はありませんが、法務局や金融機関で副本（書面）まで求めている場合は、単にデータを印刷したもので問題ないとは言えません（法務局や金融機関との電子申請に係る調整は全く行っておりません）。 当面は、建築主の求めに応じてデータを印刷したものに受付印を押印して渡すなどの対応が考えられます。
16	電子申請受付システムで、同一物件の確認申請と完了検査申請はばらばらに表示されるのか、同一物件とわかる形で表示されるのか。	申請者側も機関側も基準法は同一物件としてわかる形で表示されます。 他業務での申請のみばらばらで表示されます。

No.	質問	回答
17	現在、副本を紛失した場合等に対し、情報公開請求に基づいて副本を再交付している。この場合、本人以外からの公開請求であれば個人情報を黒塗りして交付することになる。 一方、電子申請受付システムにおいては、申請者が副本（最新図データ）を随時入手可能とのことであるが、情報公開請求との関係が問題になったことはないか。	特に問題になったことはありません。 なお、情報公開請求でのみ副本を再交付する場合は、申請者による最新図データへのアクセス権限を外すことで対応できます。この操作は、指定確認検査機関自身で行うことができます。
18	（NICE システム利用者向け） 申プロで作成したデータを送信した場合、本システムに NICE システムへの自動反映機能の装備予定はないのか。	申プロで作成したデータは、電子申請受付システムを通して指定確認検査機関でデータを取り出すことができますので、これを NICE システムに読み込むことはできます。自動反映させるなどの連携機能装備の予定はありません。 自動反映をご希望の場合は、NICE WEB 申請システム（基準法）の導入が必要です（有料）。
19	（NICE システム利用者向け） 本システムで、住宅性能評価、適合証明を受け付けることはできるか。その費用は。	添付方式にて受付可能とする予定です。この機能に対する別途費用は不要です。